

始めます！

ブロック塀等撤去費補助制度

▶ 問合せ 役場都市計画課

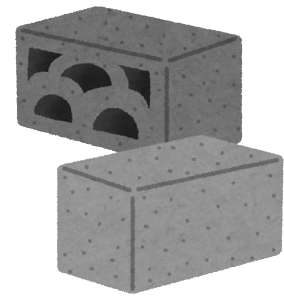
倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去工事費の補助制度を創設しました。

なお、補助金交付決定前に撤去を行うと、補助金の交付ができませんのでご注意ください。

補助対象となる条件 (以下の条件をすべて満たすこと)

■対象となるブロック塀等

- ①コンクリートブロック、レンガ、天然石等を用いた塀または土塀
- ②多数の人が利用する公共施設(道路、公園等)に面していること
- ③公共施設(道路、公園等)からの高さが1 m以上であること
- ④ひび割れ、傾き、老朽化が生じ、危険な状態であることまたは控壁が適切に配置されていないこと



■対象者

- ①ブロック塀等のある土地の所有者または使用者
- ②町税を滞納していない人
- ③暴力団員でない人

補助金の額 (以下の算定方法によります)

「ブロック塀等の撤去に要した経費」または「撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額」のいずれか少ない額の2分の1の額とし、20万円を限度とします。

補助金の計算例

撤去延長5 m、工事費用10万円の場合
5 m × 1万円 = 5万円
補助額：5万円 × 1/2 = 2万5千円

補助金手続きの流れ

補助金申請
(都市計画課)

交付
決定

撤去
工事

完了
報告

完了
承認

補助金
請求

補助金
支払い

※申請から補助金お支払いまで、約1か月程度かかります

補助の詳細については、
町ホームページ
からもご覧いただけます。